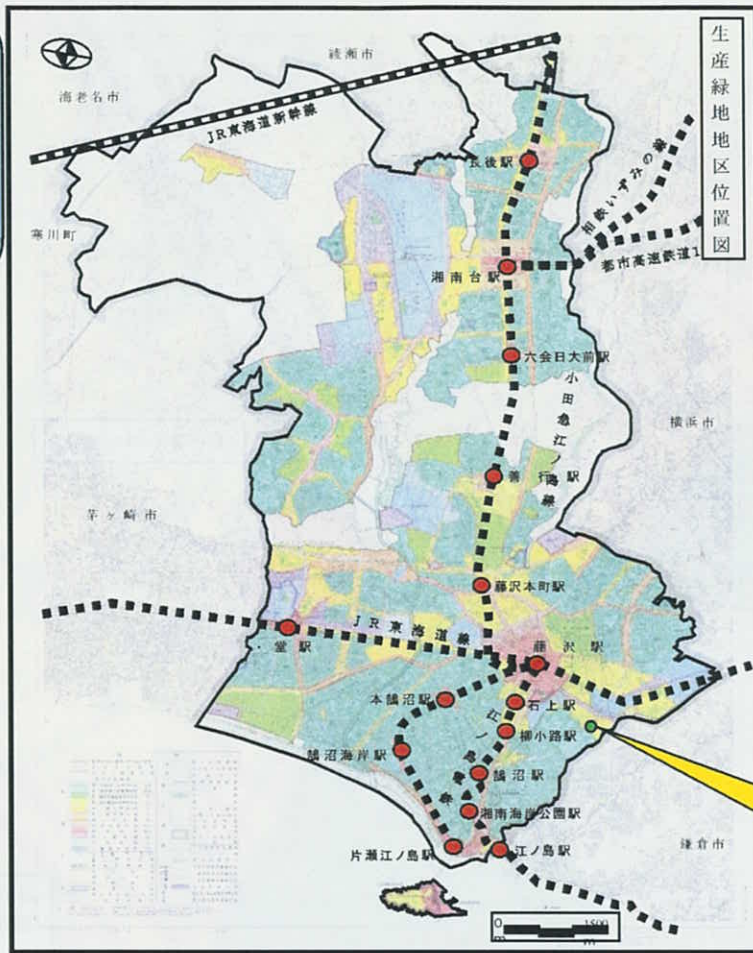
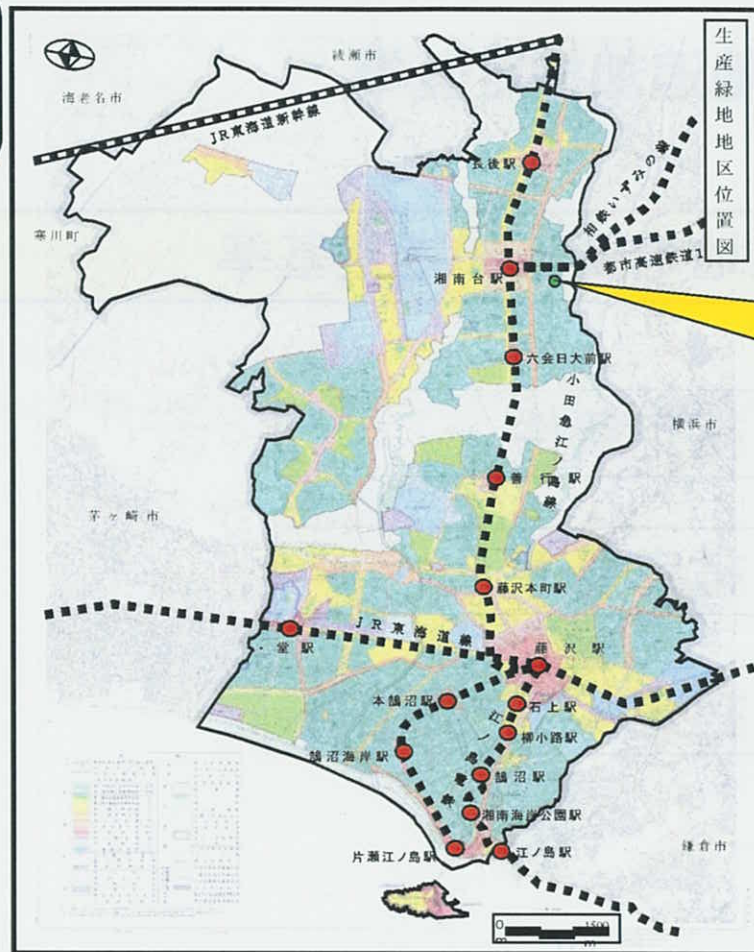


藤沢都市計画
生産緑地地区の変更
○公共施設等の用に
供したことに伴うもの



箇所番号484
川名字仲丸
(縮小)

藤沢都市計画
生産緑地地区の変更
○追加指定によるもの



箇所番号635
及び636
湘南台七丁目
(追加)

追加指定募集の経過

広報5月10日号掲載 6月1日まで
事前相談

7月1日 ~ 7月31日
申出受付

生産緑地追加指定基準

生産緑地地区追加指定基準

指定条件

指定要件

指定しない農地等

追加指定基準 1 指定条件

市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件の**すべてに該当する**一団のものの区域であること。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (2) 500㎡以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (4) 相当の期間にわたり農林漁業の経営の継続を期待することができるものであること。
- (5) 適正な肥培管理がなされている農地であること。
- (6) 道路におおむね4メートル以上接していること。